

報告第36号

専決処分について報告の件（その2）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、請負契約額の変更について次のとおり専決処分したので報告するものであります。

平成30年12月3日提出

芽室町長 手 島 旭

専 決 処 分 書

請負契約額の変更

町は、請負契約の額を次のとおり変更する。

- 1 工 事 名 芽室公園野球場大規模改修工事
- 2 工事の場所 芽室町 芽室公園野球場
- 3 契約金額 変更前 97,092,000円
変更後 98,323,200円
- 4 契約の相手方 芽室町東6条10丁目1番1
株式会社北土開発
代表取締役 山田 朝常
- 5 工 期 自 平成30年 7月28日
至 平成31年 1月30日
- 6 工事概要 敷地造成工（内野グラウンド造成、切盛土）、植栽工（張芝）、
雨水排水設備工（浸透枡、浸透トレンチ管設置）、スタンド整備工（観客席ベンチ改良及び新設、ダッグアウト、バックネット・バックスクリーン改良）、競技設備工（ファウルポール設置）、グラウンド・コート施設工、電気設備工（放送設備）、施設仕上げ工（内外野フェンス、本部席、ダッグアウト、バックスクリーン、観客席等の修復・塗装）、園路広場整備工（舗装）、構造物撤去工
- 7 工事変更内容 バックネット工の基礎部分をコンクリート打設へ工法変更
植栽工のファウルラインエリアを芝生舗装へ工法変更

平成30年11月15日 専決処分

説 明

芽室公園野球場大規模改修工事について、工事請負契約書第19条の規定により請負契約額について変更契約を締結したものであります。